等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。

（６）別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

３．事業再編の実施時期

（１）事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

（２）別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（１）必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

（２）必要な資金の額及び調達方法は、別表５により記載する。

５．事業再編に伴う労務に関する事項

（１）事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（５）まで同じ。）

（２）事業再編の終了時期の従業員数

（３）事業再編に充てる予定の従業員数

（４）（３）中、新規採用される従業員数

（５）事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

６．その他

（１）令第12条第１号又は第２号に該当するものは、次の事項を記載する。

①　事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第12条第１号又は第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

（２）令第12条第１号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

（３）令第12条第２号に該当する場合にあっては、（１）の記載事項は、別表６により記載する。

（４）法第28条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表７により記載する。

（５）法第29条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表８により記載する。

（６）法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表９により記載する。

（７）法第31条の特例措置（会社法第465条第１項の規定の適用についての特例措置を除く。）の適用を受ける場合にあっては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表10により記載する。

（８）産業競争力強化法施行規則第12条第３項に規定する関係事業者等の事業の成長発展が見込まれる場合にあっては、要件の内容を別表11により記載する。

別表１

事業再編の措置の内容

| 措置事項 | | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 |
|---|---|---|---|
| 法第２条第17項第１号の要件 | | | |
| | イ　合併 | | |
| | ロ　会社の分割 | | |
| | ハ　株式交換 | | |
| | ニ　株式移転 | | |
| | ホ　株式交付 | | |
| | ヘ　事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。） | | |
| | ト　出資の受入れ | | |
| | チ　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。） | | |
| | リ　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。） | | |
| | ヌ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。） | | |
| | ル　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。） | | |
| | ヲ　会社又は外国法人の設立又は清算 | | |
| | ワ　有限責任事業組合に対する出資 | | |
| | カ　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄 | | |
| 法第２条第17項第２号の要件 | | | |
| | イ　新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化 | | |
| | ロ　商品の新たな生産の方式の導入 | | |